

住居確保給付金支給対象の拡大について

新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況を踏まえ、対象者が広がります

「住居確保給付金」とは、「離職（失業）」又は「自営業の廃業」により生活に困窮し、家賃の支払いが困難となり、住居を喪失するおそれのある方や、住居を喪失してしまった方に対して、再就職に向けた支援とあわせ、求職活動中の一定期間、家賃相当分の給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保を支援する制度です。



新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないが、こうした状況と同程度の状況に陥り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

これらの支給対象の拡大を反映した支給対象者は、次にあげる（１）又は（２）のどちらかに該当する方であって、さらに、（３）から（８）のすべてを満たす方になります。

- （１）離職や自営業の廃業により経済的に困窮し、住居を喪失している又は住居を喪失するおそれのある方
- （２）次のイまたはロのいずれかに該当する方
 - イ）申請日において、離職または廃業の日から２年以内であること
 - ロ）就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること
- （３）離職や廃業の日（イの場合）又は申請日の属する月（ロの場合）において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと

- (4) 申請日の属する月において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、「基準額」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（「収入基準額」）以下であること

申請月の世帯全体の収入額 ≤ 収入基準額
(基準額(※1) + 家賃(※2))

※ ここでの家賃の額は、下記「支給額・支給期間」の項目でお示ししている世帯員の数に応じた支給上限額を上限に算定します。

【安芸市の基準額】(※1)

1人世帯：78,000円	2人世帯：115,000円
3人世帯：140,000円	4人世帯：175,000円
5人世帯：209,000円	6人世帯：242,000円

- (5) 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（預貯金や手持ちの現金等）の合計額が、上記「基準額」×6以下であること
(ただし、100万円を超えないものとする)

(6) 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
(※4/30から撤廃)

- (7) 職業訓練受講給付金や、住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、「暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

支給額 (※2)

下記の上限額の範囲で、月ごとに家賃額を支給します。

1人世帯：38,000円	2人世帯：41,000円
3人世帯：44,000円	4人世帯：46,000円
5人世帯：49,000円	6人世帯：49,000円

また、申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、上記(4)の基準額を超える場合は、次の計算式により算出される額を支給します（支給額に 100 円未満の端数が生じる場合は切上げ）。

支給額 = 上限額内の家賃額 - (月の世帯の収入額 - 基準額)

支給期間

申請日の翌月分から、原則として3か月間です。

ただし、一定の要件を満たすことで、延長となる場合があります。

支給方法

入居している賃貸住宅の賃貸人（不動産管理会社・家主等）の口座に振込みます。

・本人確認書類

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード又は住基カード のいずれか 1 つ

・収入確認書類（世帯員全員の収入を確認します）

預金通帳、給与明細、雇用保険受給資格者証、年金関係書類、 事業収入（売上、必要経費等）の分かる書類等

・資産関係書類（世帯員全員の資産を確認します）

預金通帳

・賃貸契約書（契約者は申請者本人又は同居世帯員であること）

その他、申請書等については、窓口で相談を受け付けた際に記載していただきます。

・離職票（離職者のみ）

相談・申請窓口

安芸市寿町 2-8 総合社会福祉センター内

社会福祉法人 安芸市社会福祉協議会

電話 0887-35-2915（平日 8：30～17：30）